

(説明会補足資料) 説明会資料における名古屋証券取引所の規定等について

ページ	説明会資料該当箇所	名証における対応規定等
p.5	有価証券上場規程等の主な改正項目等 「コーポレート・ガバナンス原則」	名証においては、「上場会社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた環境整備等に伴う「業務規程」等の一部改正について」(平成 22 年 2 月 8 日付名証自規第 191 号)でご通知いたしましたとおり、企業行動規範の「望まれる事項」として、「上場会社は、当取引所が掲げる事項を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めなければならない」旨を規定すると共に、名証HP等へ「コーポレート・ガバナンスの充実への取り組みに関する尊重事項」を掲載しております。 p.6~8において同様です。
p.7	有価証券上場規程第 445 条の 2	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(適時開示等規則。以下同じ。)第 42 条の 2
p.9	ガバナンス報告書における開示の充実	
	有価証券上場規程施行規則第 211 条第 6 項ほか	有価証券上場規程に関する取扱い要領 10 の 4 ほか
p.11	独立役員の確保	
	有価証券上場規程第 436 条の 2 ほか	適時開示等規則第 31 条の 2 ほか
p.12	企業行動規範の違反に係る判断基準	
	上場管理等に関するガイドライン 5 . (3) の 2	平成 22 年 2 月 8 日付通知文(名証自規 G 第 2 号別添 1 1 (4))をご参照ください。 なお、今後、会社情報適時開示ガイドブックに反映する予定です。
p.14 p.15	上場管理等に関するガイドライン	平成 22 年 2 月 8 日付通知文(名証自規 G 第 2 号別添 1 1 (4))をご参照ください。 なお、今後、会社情報適時開示ガイドブックに反映する予定です。
p.17	独立役員の確保の状況に関する開示	
	有価証券上場規程施行規則第 211 条第 6 項第 5 号ほか	有価証券上場規程に関する取扱い要領 10 の 4 (5) ほか
p.19	子会社の経営陣の見解に関する開示	
	有価証券上場規程第 403 条第 1 号 平成 21 年 12 月 29 日付通知文	適時開示等規則第 3 条第 1 号 平成 22 年 2 月 8 日付名証自規 G 第 2 号 1 (3)
p.20	議決結果の公表に関する要請	
	昨年 10 月 29 日付要請	平成 22 年 2 月 8 日付名証自規第 193 号
p.21	最低限の開示項目の明確化	
	有価証券上場規程施行規則第 402 条の 2	適時開示等規則第 2 条本文等 今般の規則改正において、上場会社が会社情報の適時開示を行うにあたって開示すべき内容は、その決定理由又

ページ	説明会資料該当箇所	名証における対応規定等
		<p>は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容であることを明確化しました。</p> <p>当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容（開示事項）は、個別の項目ごとに会社情報適時開示ガイドブックに掲げています。</p>
p.22	<p>非上場の親会社に関する開示の整理</p> <p>有価証券上場規程第 406 条ほか 有価証券上場規程第 411 条</p>	<p>適時開示等規則第 6 条ほか 適時開示等規則第 11 条</p>
p.23	<p>内部統制報告書の提出に係る適時開示</p> <p>有価証券上場規程第 402 条第 1 号 a m</p>	<p>適時開示等規則第 2 条第 1 号 a 1</p>
p.24	<p>会計基準の変更等に的確に対応するための体制整備</p> <p>有価証券上場規程第 451 条</p>	<p>適時開示等規則第 46 条の 2</p>
p.25	<p>財務会計基準機構への加入状況の開示</p> <p>有価証券上場規程第 409 条の 2</p>	<p>適時開示等規則第 9 条の 2</p>
p.26	<p>新株予約権証券の上場基準の見直し</p> <p>有価証券上場規程施行規則第 306 条</p>	<p>有価証券上場規程に関する取扱い要領 13 の 3</p>
p.31	<p>独立役員の届出に関する事前相談</p> <p>上場管理等に関するガイドライン . 5 . (3) の 2</p>	<p>平成 22 年 2 月 8 日付通知文（名証自規 G 第 2 号別添 1 (4)）をご参照ください。</p> <p>なお、今後、会社情報適時開示ガイドブックに反映する予定です。</p>
p.32	<p>独立役員届出書の作成方法</p>	<p>独立役員届出書の作成・提出方法は、名証別紙 2「独立役員届出書の作成・提出方法」をご参照ください。</p>
p.34 p.35	<p>独立役員届出書の提出方法</p>	<p>独立役員届出書の作成・提出方法は、名証別紙 2「独立役員届出書の作成・提出方法」をご参照ください。</p>
p.45	<p>(参考資料)</p>	<p>名証における上場会社宛通知文は、名証別紙 3「名証における上場会社宛通知一覧」をご参照ください。</p>

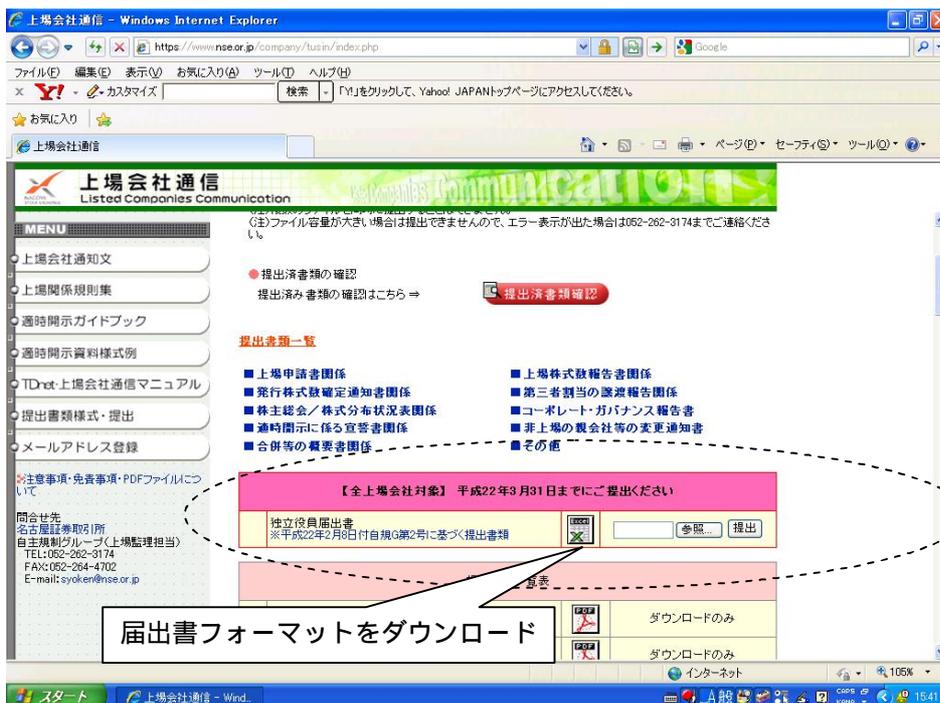
(説明会補足資料) 独立役員届出書の作成・提出方法

独立役員届出書のフォーマットのダウンロード

上場会社通信にログインし、画面中央の「【全上場会社の皆様へ】ご提出書類のお願い」または、画面左側のメニュー「提出書類様式・提出」をクリックし、「提出書類様式・提出」画面を表示します。

画面内のタイトル「独立役員届出書」の右側の Excel ファイルをクリックしてダウンロードし、保存してください。

必ずダウンロードしてください。(WEB上での入力できません。)



Excel ファイルへの入力

独立役員届出書のフォーマットは、Excel2002 で作成されています。ファイルを保存する場合に、拡張子「.xls」をから「.xlsx」等に変更しないでください。

ご提出いただいた独立役員届出書の Excel ファイルは、機械的に集計を行いますので、行や列の追加・削除を行わないでください。

Excel ブックの中に新しいシートを追加することはできません。独立役員を複数指定して届出を行う場合には、独立役員と同じ数の独立役員届出書のファイルが必要となりますので、独立役員届出書の Excel ファイルをコピーして使用してください。

マクロによる形式のチェック

独立役員届出書のフォーマットには、マクロが含まれており、マクロによって記入漏れの確認を行っています。Excel ファイルを開く際に、「独立役員届出書.xls はマクロを含んでいます。」というメッセージが表示されますが、そこで「マクロを有効にする」を選択してください。

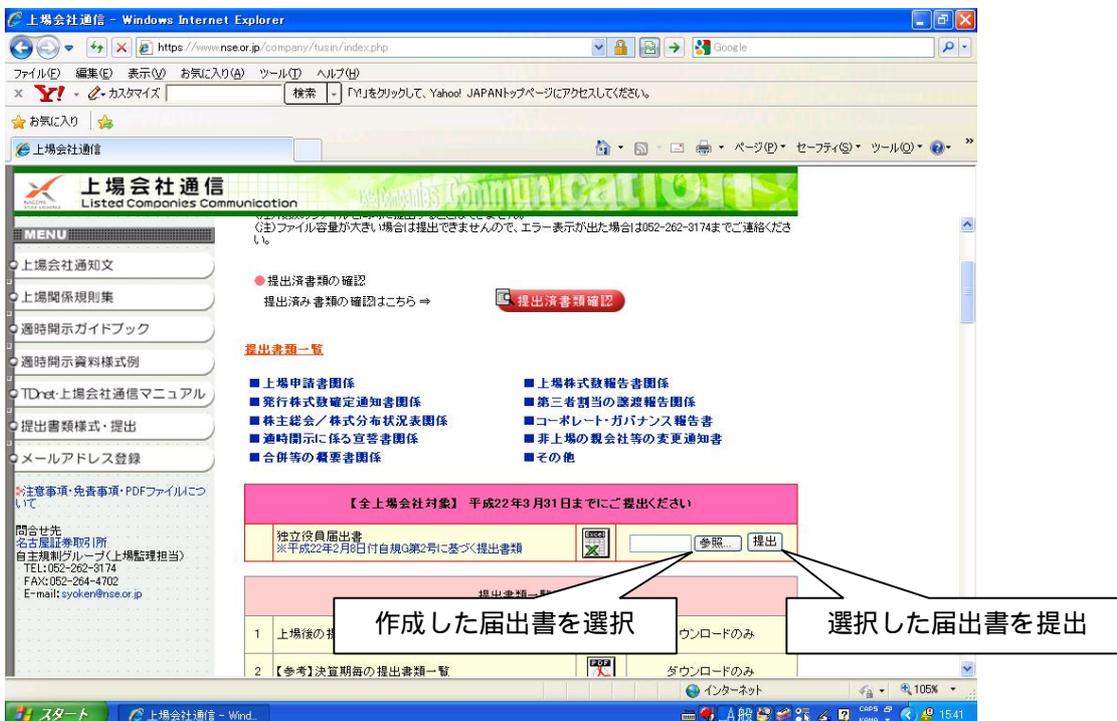
独立役員届出書のフォーマットの下部にある「確認」ボタンをクリックすることで、記入の漏れ等の形式の不備のチェックをすることができるようになっています。必ず「確認」ボタンをクリックし、記入漏れの無いようにしてからファイルを保存し、提出してください。エラーメッセージが表示された場合には、メッセージの内容を確認した上で、記入漏れ等を修正し、再度「確認」ボタンをクリックし、エラーが表示されなくなることを確認した上で提出を行ってください。

ファイル名は任意です。

で保存したファイルを、「上場会社通信」よりご提出ください。

独立役員届出書のフォーマットのダウンロード用ボタン横の「参照」ボタンをクリックし、作成したファイルを選択 「提出」ボタンをクリックして提出を行ってください。

独立役員届出書を複数名分提出する場合は、それぞれのファイルについて以上の ~ の手順を繰り返し、上場会社通信から 1 ファイル毎に提出してください。



(説明会補足資料) 名古屋証券取引所における上場会社宛通知一覧

各通知の詳細は、「上場会社通信」の「上場会社通知文」(平成 22 年分)をご参照ください。

月日	号	通知内容
2月8日	自規第 191 号	上場会社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた環境整備等に伴う「業務規程」等の一部改正について
2月8日	自規第 192 号	コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みについて コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みに関する尊重事項
2月8日	自規 G 第 2 号	上場会社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた環境整備に伴う会社情報適時開示実務上の取扱い等の見直しについて 【別添 1】独立役員の確保及びコーポレート・ガバナンス報告書における開示等について 【別添 2】「コーポレート・ガバナンス報告書」記載要領の改訂及び再提出について 【別添 3 - 1】独立役員届出書フォーマット 【別添 3 - 2】独立役員届出書の作成及び提出について 【別添 3 - 3】独立役員制度等に関するよくある質問と回答
2月8日	自規第 193 号	株主総会議案の議決結果の公表についてのお願い 株主総会議案の議決結果の公表に関する Q & A